

令和3年度 第1回南部町介護保険運営協議会

## 報告事項 6

# 地域包括ケア「見える化システム」を活用した地域分析について

日時 令和3年11月11日（木） 午後6時

場所 南部町健康センター 集団指導室

南部町介護保険運営協議会

# 地域包括ケア「見える化システム」とは

地域包括ケア「見える化」システムは、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システムです。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されます。

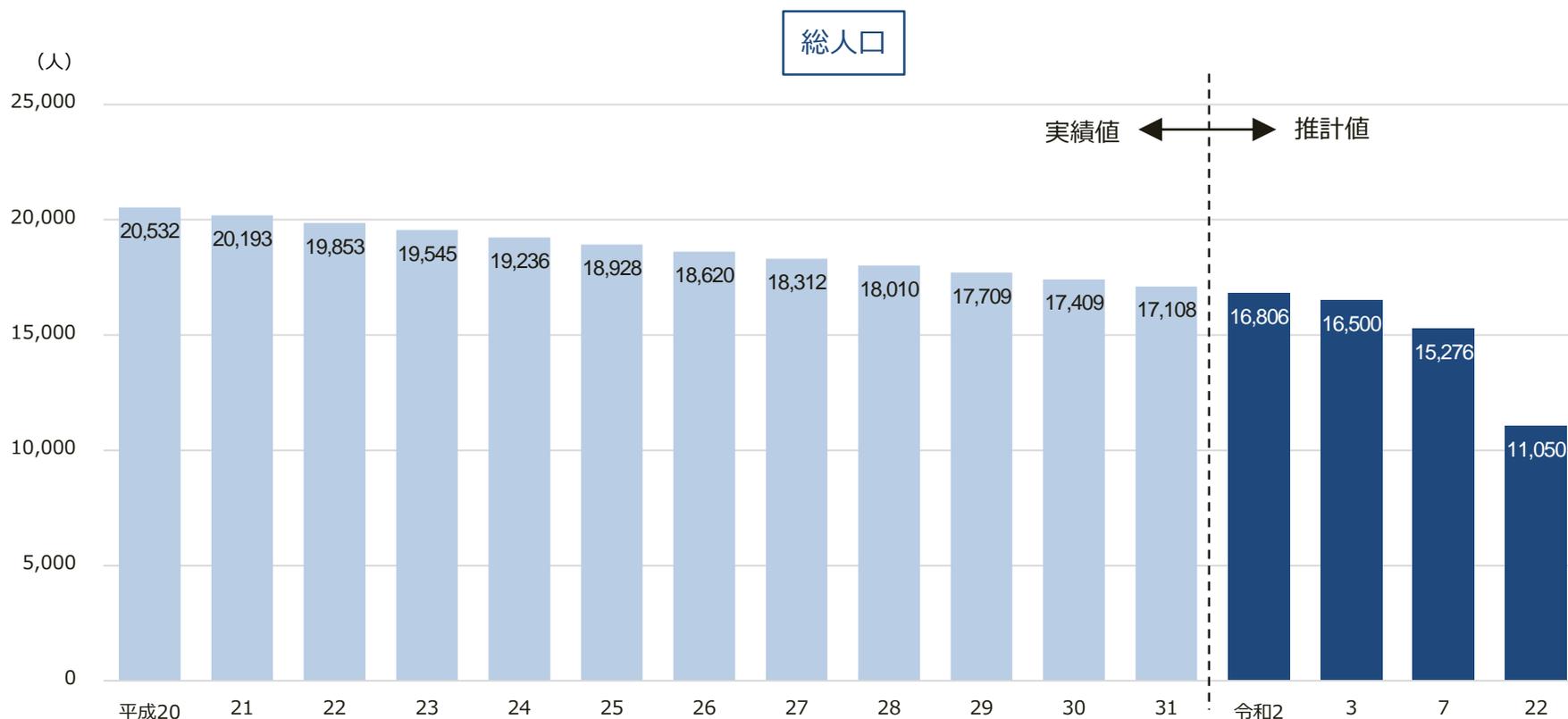
## 見える化システムの主な目的

- 地域間比較等による地域分析から、自治体間の課題抽出をより容易に実施可能とする
- 同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくする
- 都道府県・市町村内の関係者全員が一元化された情報を閲覧可能とすることで、関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有することができ、自治体間・関係部署間の連携が容易になる



# 総人口（実績と推計）

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、令和7年には15,276人、令和22年には11,050人となる見込みです。



（出典）総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

# 高齢化率（平成27年国勢調査）

「高齢化率」は、総人口に占める65歳以上の人口の割合を意味します。高齢化率は35.8%で、全国及び青森県の平均より高く、ほぼ3人に1人が高齢者になっています。



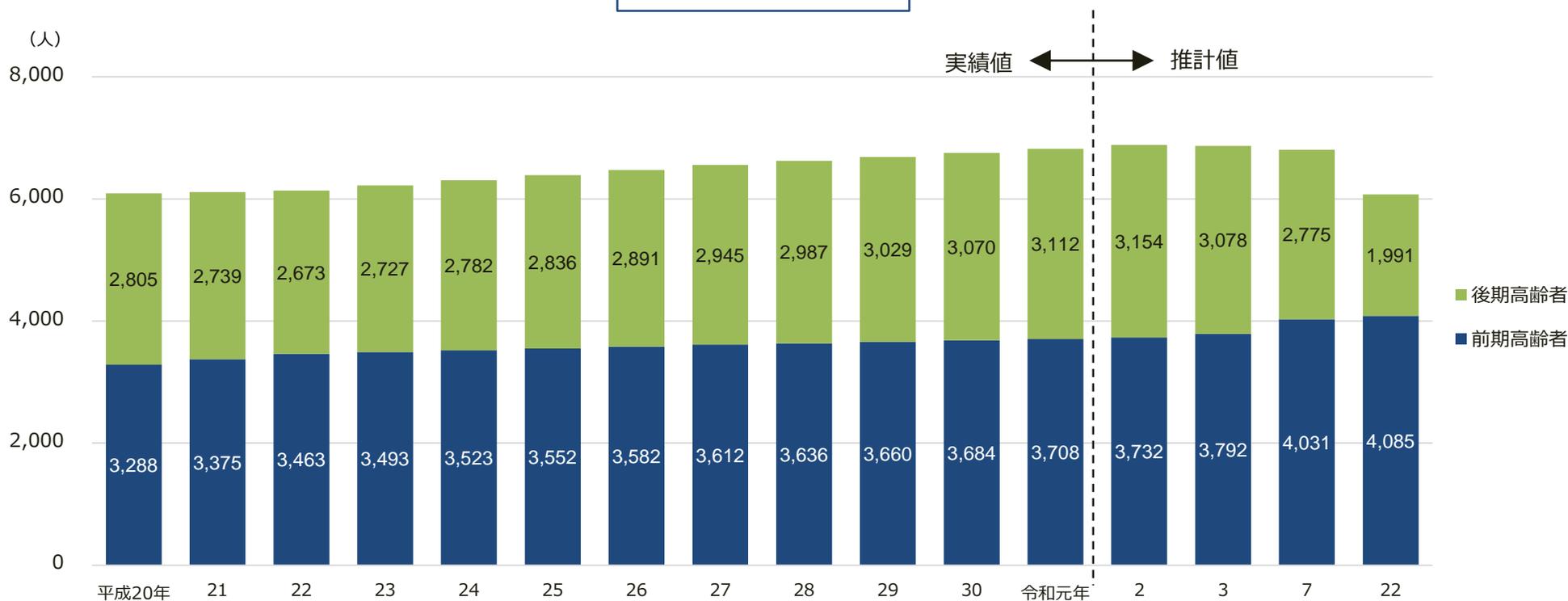
(時点) 平成27年 (2015年)

(出典) 総務省「国勢調査」

# 前期・後期別高齢者数（実績と推計）

「前期高齢者数」は、65歳以上75歳未満の人口を意味し、「後期高齢者数」は、75歳以上の人口を意味します。前期高齢者数は年々増加する一方、後期高齢者数は年々減少する見込みです。

前期・後期別高齢者数

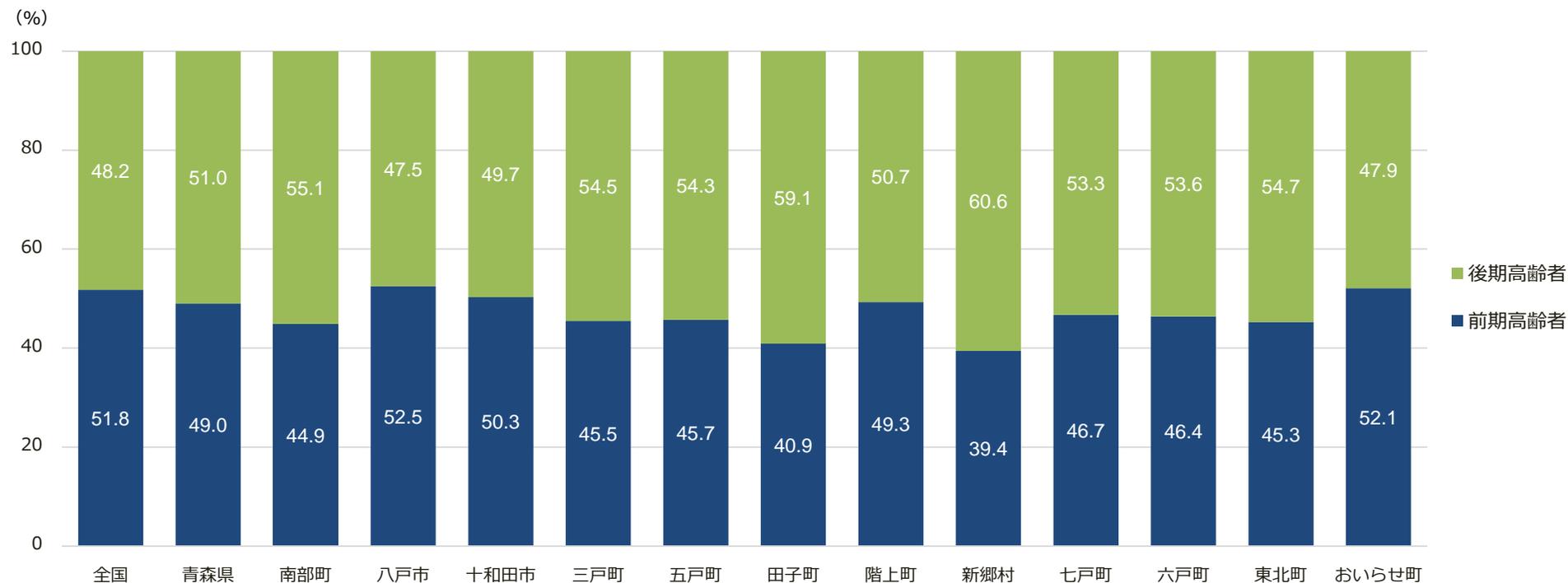


(出典) 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

# 前期・後期別高齢者数割合

前期高齢者（65歳以上75歳未満）は44.9%、後期高齢者（75歳以上）は55.1%で、後期高齢者の割合が多くなっています。全国及び青森県の平均と比較し、前期高齢者の割合は低く、後期高齢者の割合は高くなっています。

前期・後期別高齢者数割合



(時点) 平成27年(2015年)

(出典) 総務省「国勢調査」

# 高齢者の年齢構成（平成27年国勢調査）

一般的に年齢階級が高まるにつれ、要介護度が重度化し、より手厚い介護保険サービスを必要とする高齢者が増加します。全国及び青森県の平均と比較し、80歳以上の割合が高くなっています。

高齢者の年齢構成



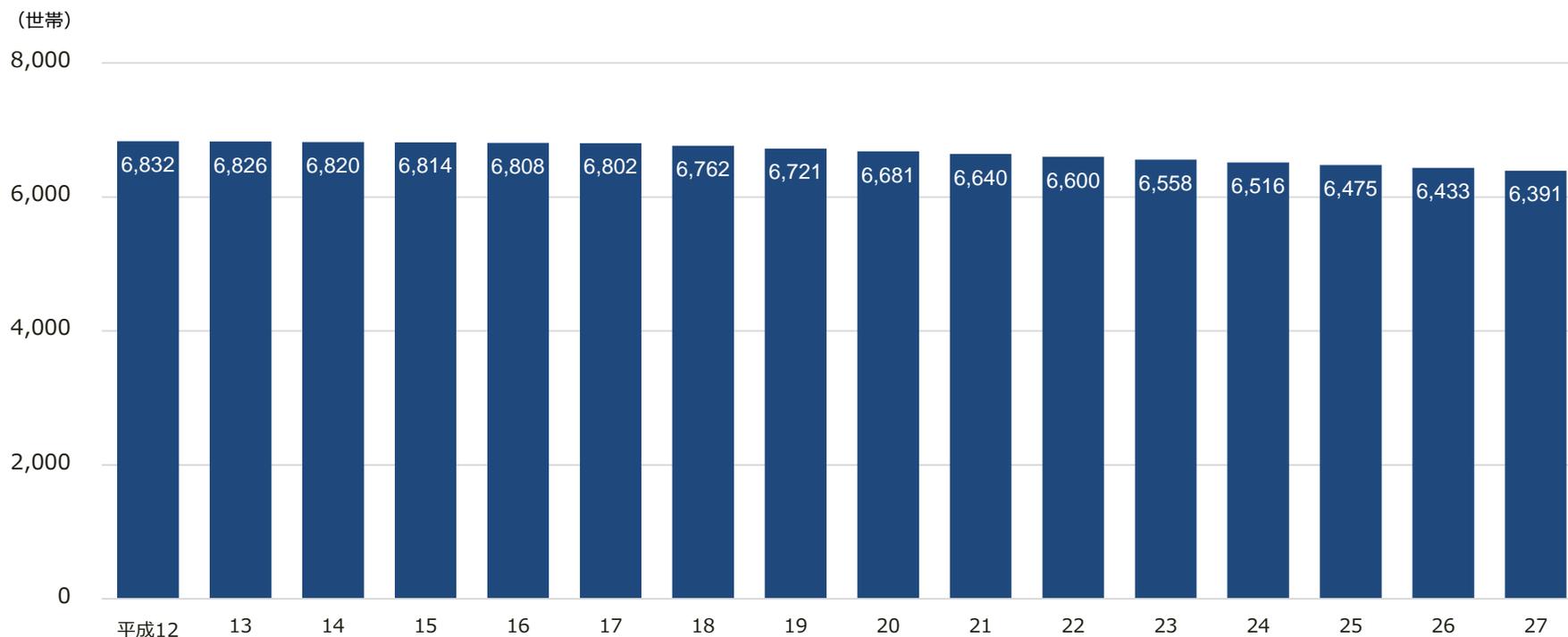
(時点) 平成27年(2015年)

(出典) 総務省「国勢調査」

# 一般世帯数（国勢調査）

「一般世帯数」は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数を意味します。  
一般世帯数は、年々減少しています。

一般世帯数



(出典) 総務省「国勢調査」 ※ 5年ごとの指標値のみ公表されるため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値を示しています。

# 高齢者を含む世帯数（国勢調査）

「高齢者を含む世帯数」は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯の数を意味します。高齢者を含む世帯数は、年々増加しています。



（出典）総務省「国勢調査」 ※5年ごとの指標値のみ公表されるため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値を示しています。

# 高齢者を含む世帯の割合（国勢調査）

「高齢者を含む世帯の割合」は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯を意味します。高齢者を含む世帯の割合は64.7%で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

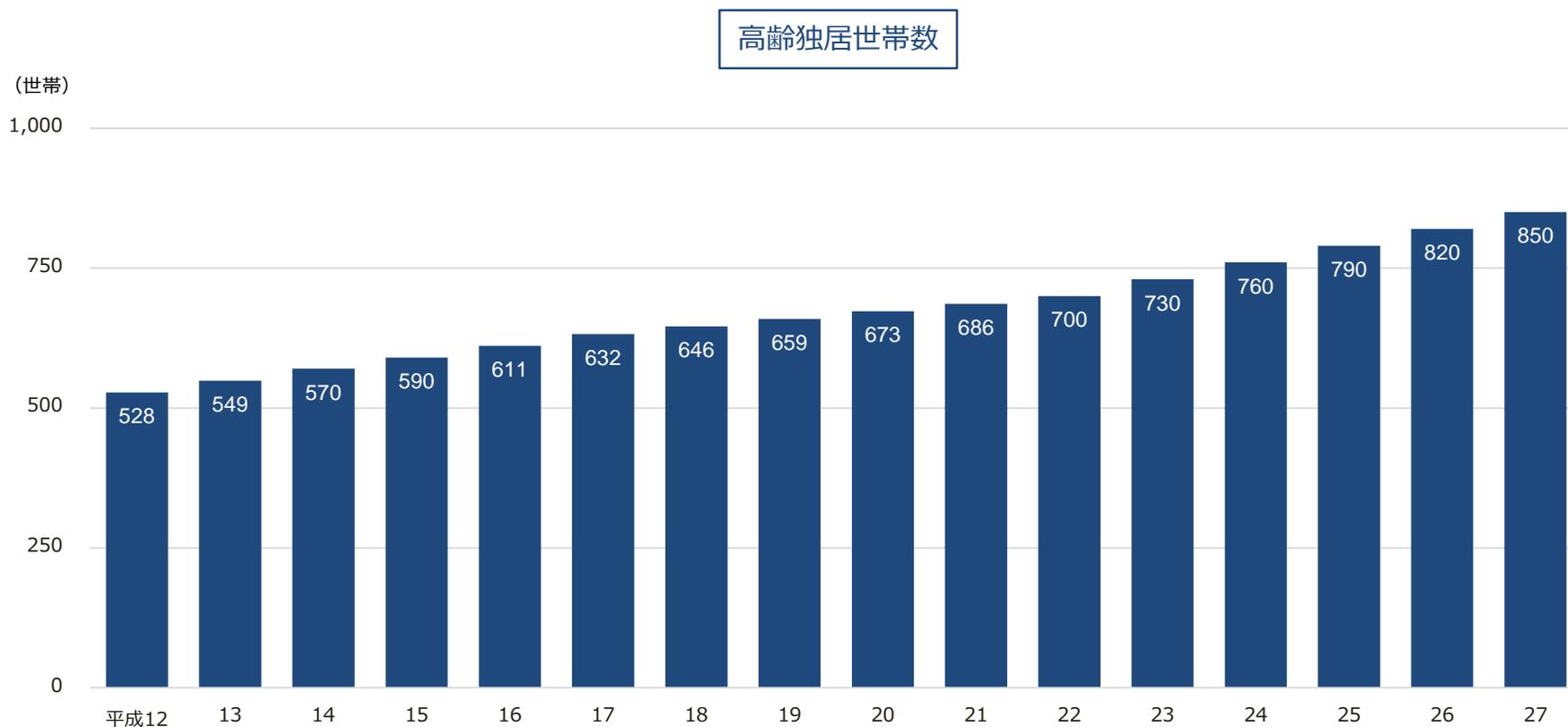


(時点) 平成27年 (2015年)

(出典) 総務省「国勢調査」

# 高齢独居世帯数

「高齢独居世帯数」は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1人のみの世帯の数を意味します。高齢独居世帯数は、年々増加が続いています。



(出典) 総務省「国勢調査」 ※5年ごとの指標値のみ公表されるため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値を示しています。

# 高齢独居世帯の割合（国勢調査）

「高齢独居世帯」は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1人のみの世帯を意味します。高齢独居世帯の割合は13.3%で、全国及び青森県の平均より高くなっています。



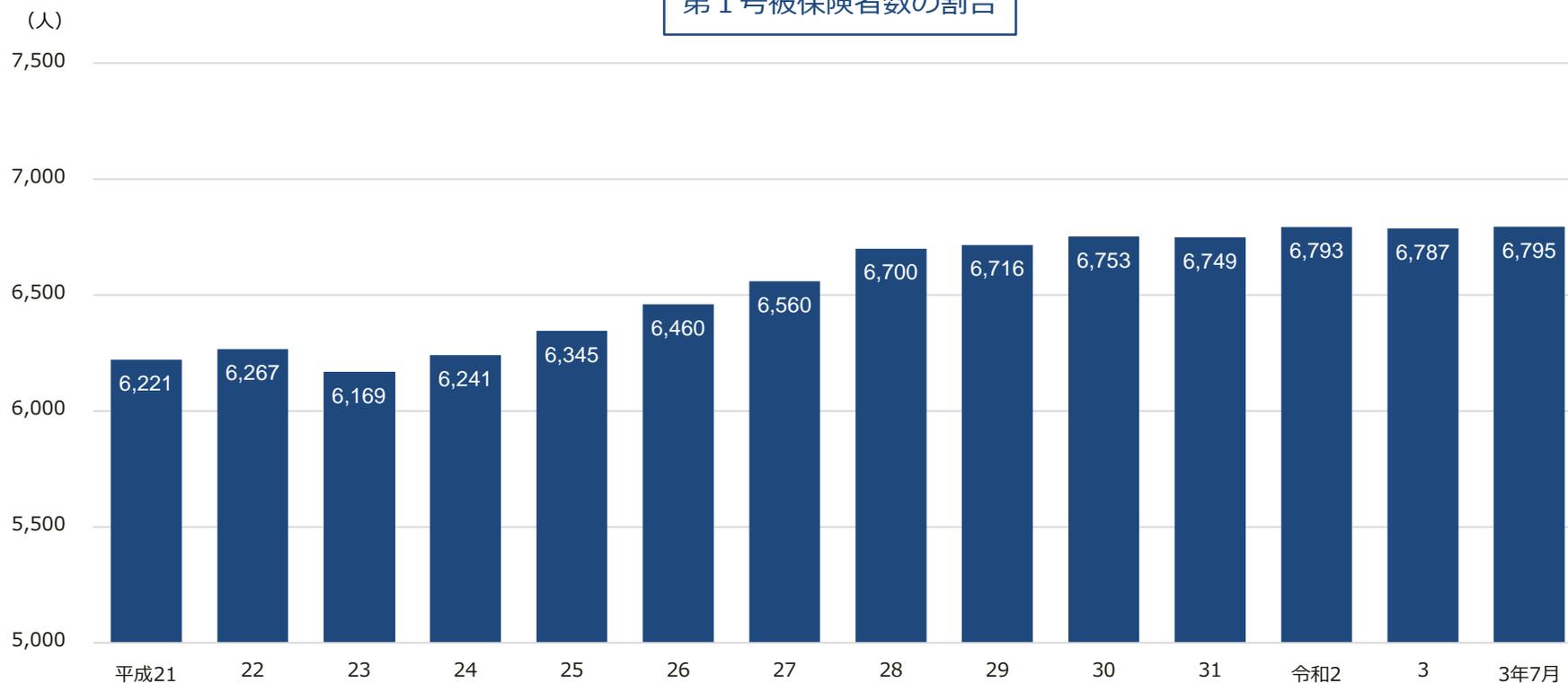
(時点) 平成27年(2015年)

(出典) 総務省「国勢調査」

# 第1号被保険者数

「第1号被保険者数」は、適用除外施設に入所・入院している者を除く、65歳以上の高齢者の人数を意味します。第1号被保険者数は、平成30年以降、ほぼ横ばいとなっています。

第1号被保険者数の割合

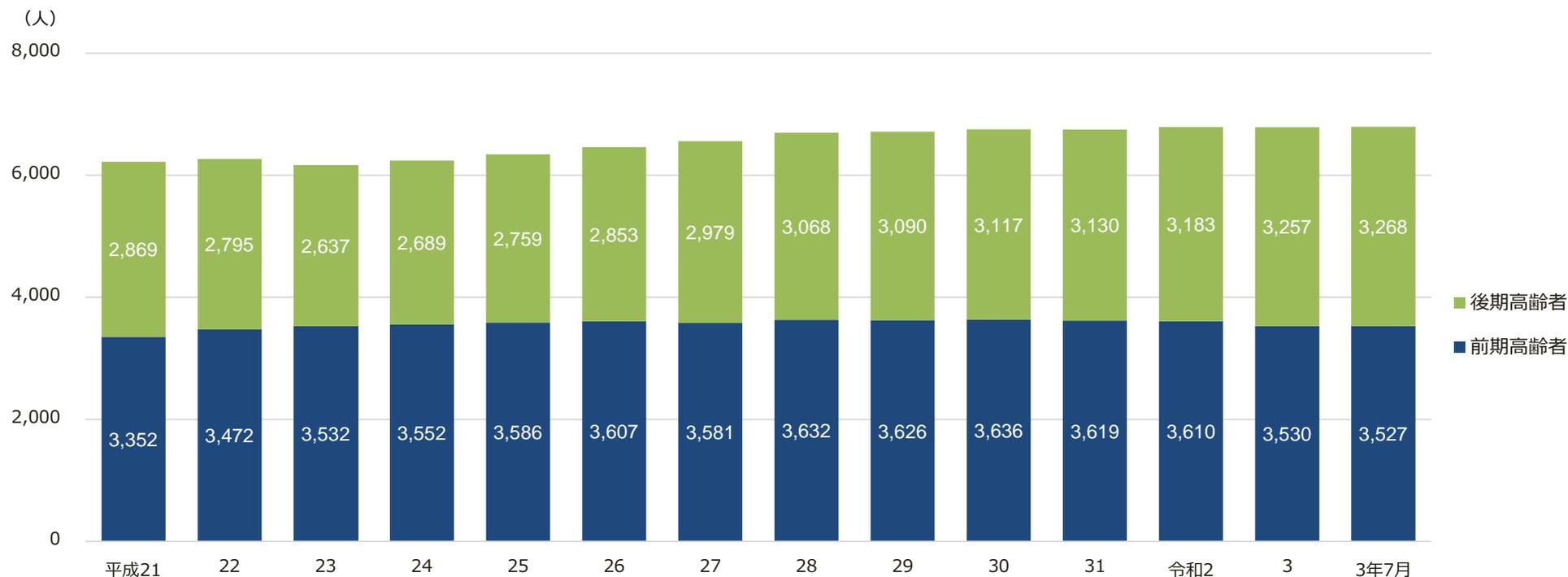


(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

# 前期・後期別第1号被保険者数

「前期高齢者」は、65歳以上75歳未満の人数を意味し、「後期高齢者」は、75歳以上の人数を意味します。前期高齢者は年々減少し、逆に後期高齢者は年々増加しています。

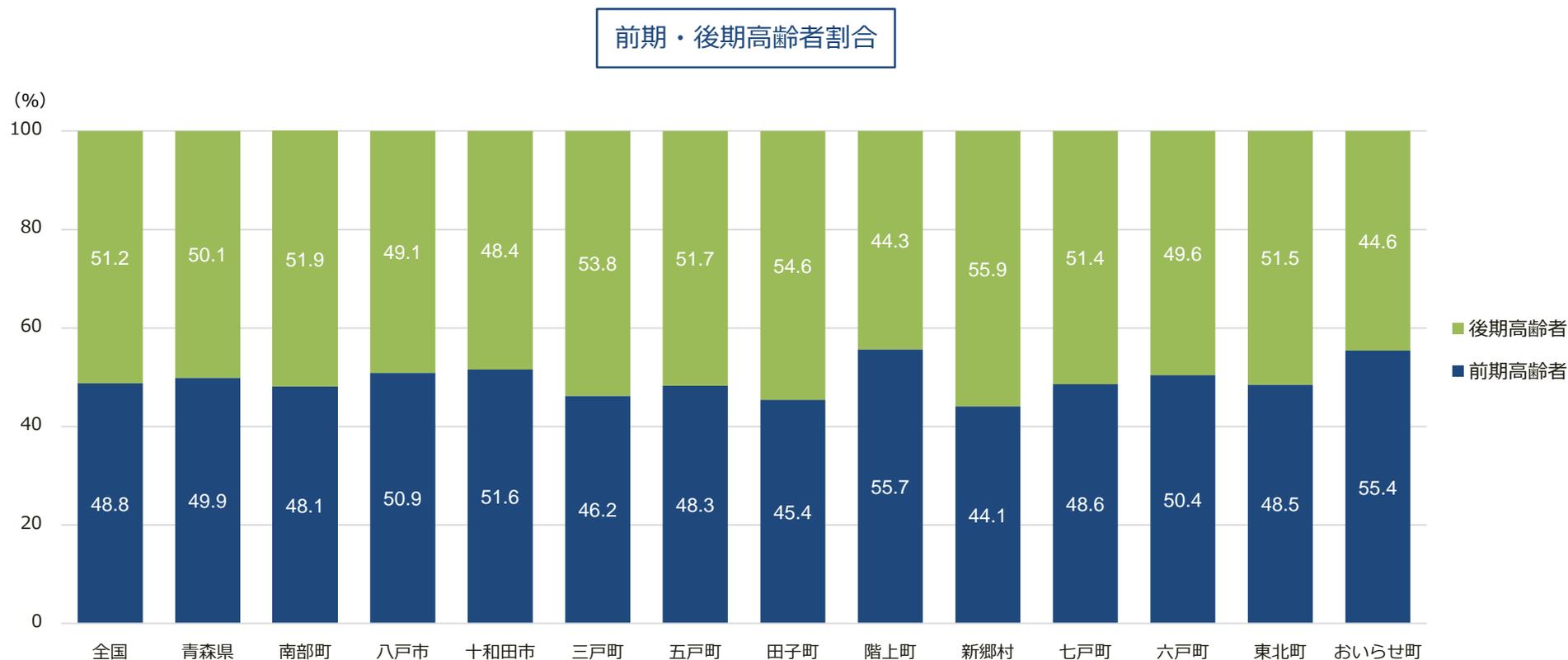
前期・後期別第1号被保険者数



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

# 前期・後期高齢者割合

前期高齢者の割合は48.1%（全国及び青森県の平均より低い）、後期高齢者は51.9%（高い）となっています。後期高齢者の割合が増加すると、介護サービスへの需要が高まることが予想されます。



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(月報) 令和3年7月分

# 要支援・要介護認定者数

「要支援・要介護認定者数」は、第1号被保険者のうちの要支援・要介護認定者の人数を意味します。認定者数は、平成27年をピークに減少傾向にあります。

要支援・要介護認定者数



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2,3年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

# 認定率

「認定率」は、要支援・要介護認定者の人数を第1号被保険者で除した値を意味します。認定率は17.3%で、全国及び青森県の平均より低くなっています。



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(月報) 令和3年7月分

# 調整済み認定率

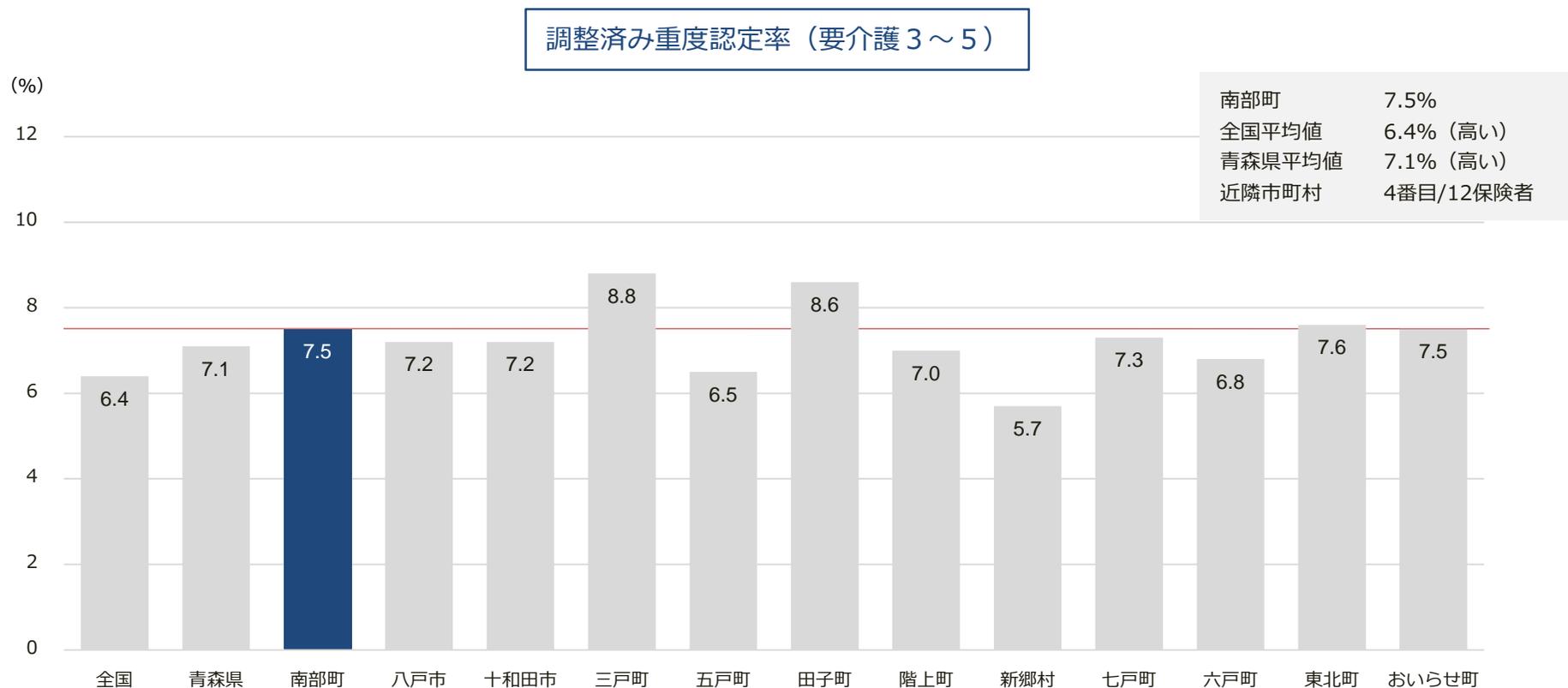
「調整済み認定率」は、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除いた認定率を意味します。調整済み認定率は15.6%で、全国及び青森県の平均より低くなっています。



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」 (月報) 令和3年7月分

# 調整済み重度認定率（要介護3～5）

「調整済み認定率」は、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除いた認定率を意味します。調整済み重度認定率は7.5%で、全国及び青森県の平均より高くなっています。



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2年のみ)「介護保険事業状況報告」(月報)及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

# 調整済み軽度認定率（要支援1～2）

「調整済み認定率」は、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除いた認定率を意味します。調整済み軽度認定率は8.1%で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

調整済み軽度認定率（要支援1～2）



南部町	8.1%
全国平均値	12.3% (低い)
青森県平均値	10.6% (低い)
近隣市町村	6番目/12保険者

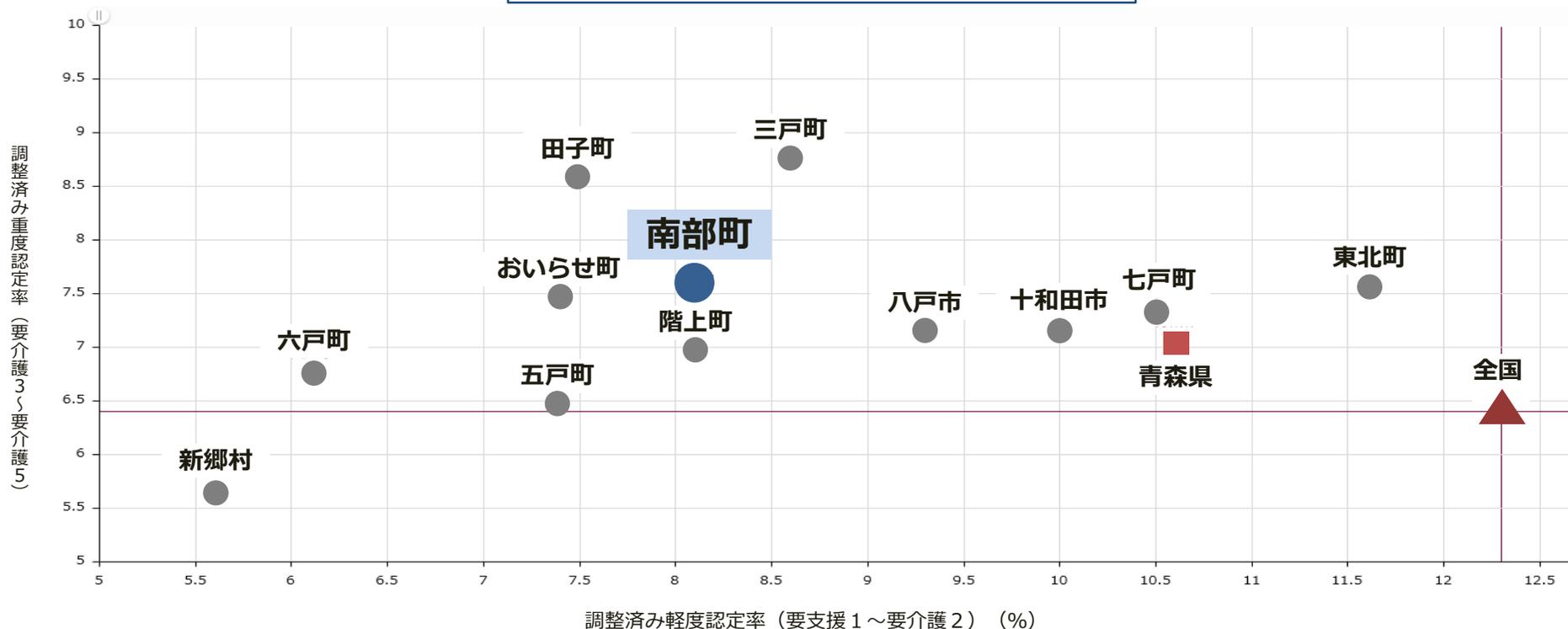
(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2年のみ)「介護保険事業状況報告」(月報)及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

# 調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布

「調整済み認定率」は、「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除いた認定率を意味します。軽度認定率は、全国及び青森県の平均より低く、重度認定率は高くなっています。

調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布



(時点) 令和2年(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和2年のみ)「介護保険事業状況報告」(月報)及び総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

# 認知症高齢者自立度の状況

「認知症高齢者自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、認定審査会において決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指します。認知症高齢者自立度Ⅲ以上は、全国及び青森県の平均より高くなっています。

認知症高齢者自立度の状況



(時点) 令和元年10月 (2019年10月)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」(令和元年11月10日時点データにて集計)

# 新規要支援・要介護認定者の要介護度別分布

「新規要支援・要介護認定者」は、当該年度において、「申請区分コード」が「新規申請」の要介護認定データがある被保険者を集計しています。要介護2以上は、全国及び青森県の平均より高くなっています。

新規要支援・要介護認定者の要介護度分布



(時点) 平成30年(2018年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」(平成31年4月10日時点データにて集計)

# 新規要支援・要介護認定者の平均要介護度

「新規要支援・要介護認定者」の平均要介護度を示すものです。平均要介護度は2.1で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

新規要支援・要介護認定者の平均要介護度



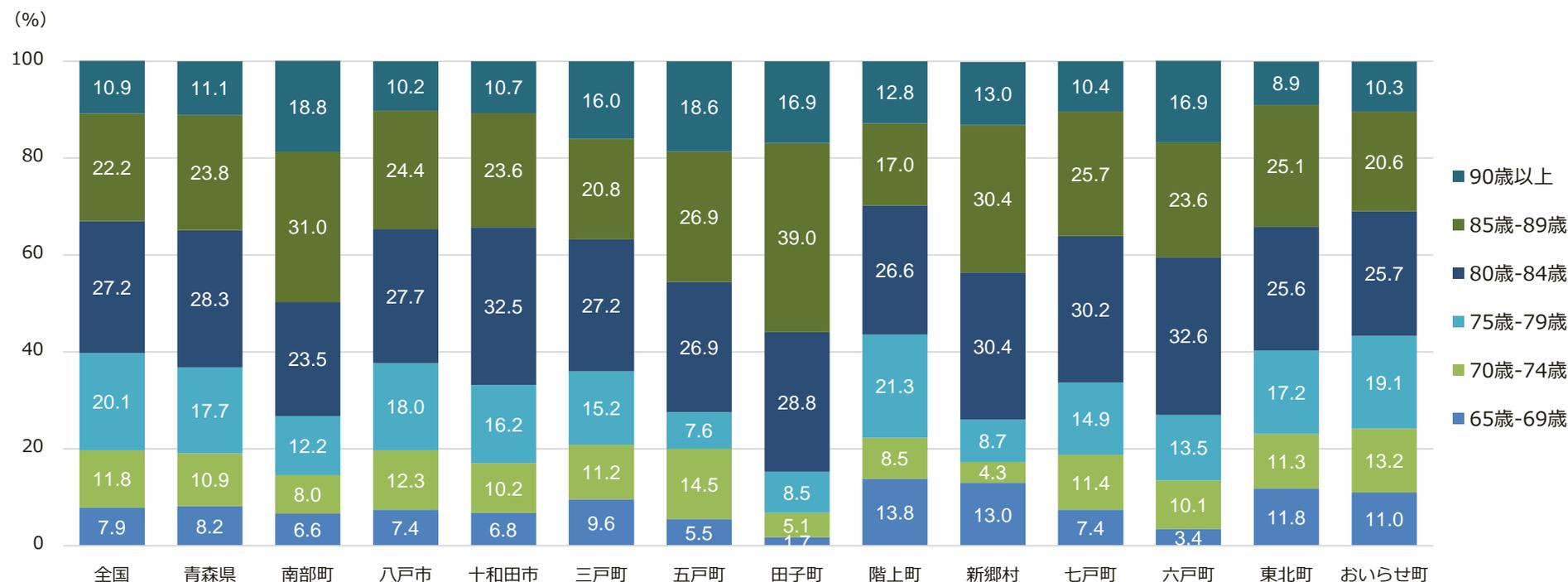
(時点) 平成30年(2018年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」(平成31年4月10日時点データにて集計)

# 新規要支援・要介護認定者の年齢階級別分布

「新規要支援・要介護認定者」の年齢階級別分布を示すものです。85歳-89歳の占める割合が31.0%で最も高く、全国及び青森県の平均より高くなっています。

新規要支援・要介護認定者の年齢階級別分布

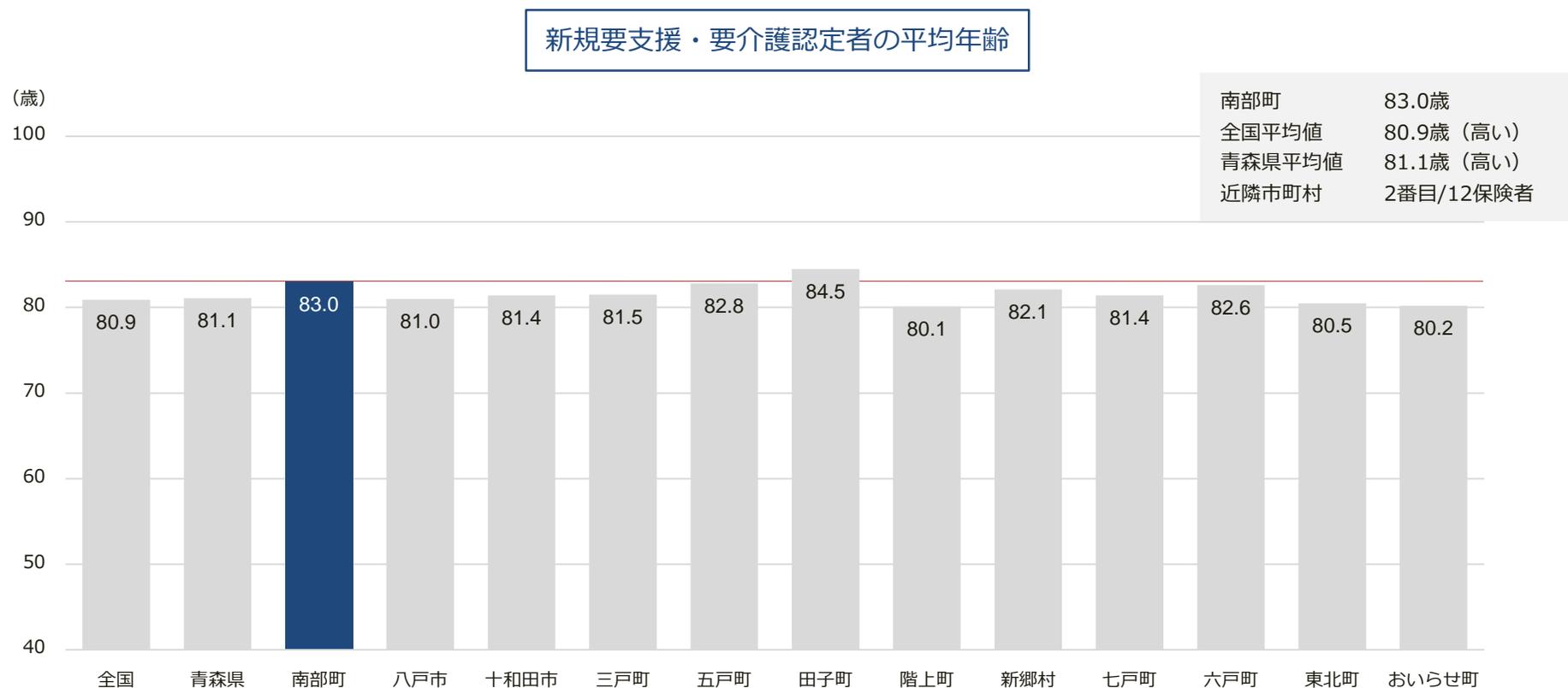


(時点) 平成30年(2018年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」(平成31年4月10日時点データにて集計)

# 新規要支援・要介護認定者の平均年齢

「新規要支援・要介護認定者の平均年齢」の平均年齢を示すものです。平均年齢は83.0歳で、全国及び青森県の平均より高くなっています。



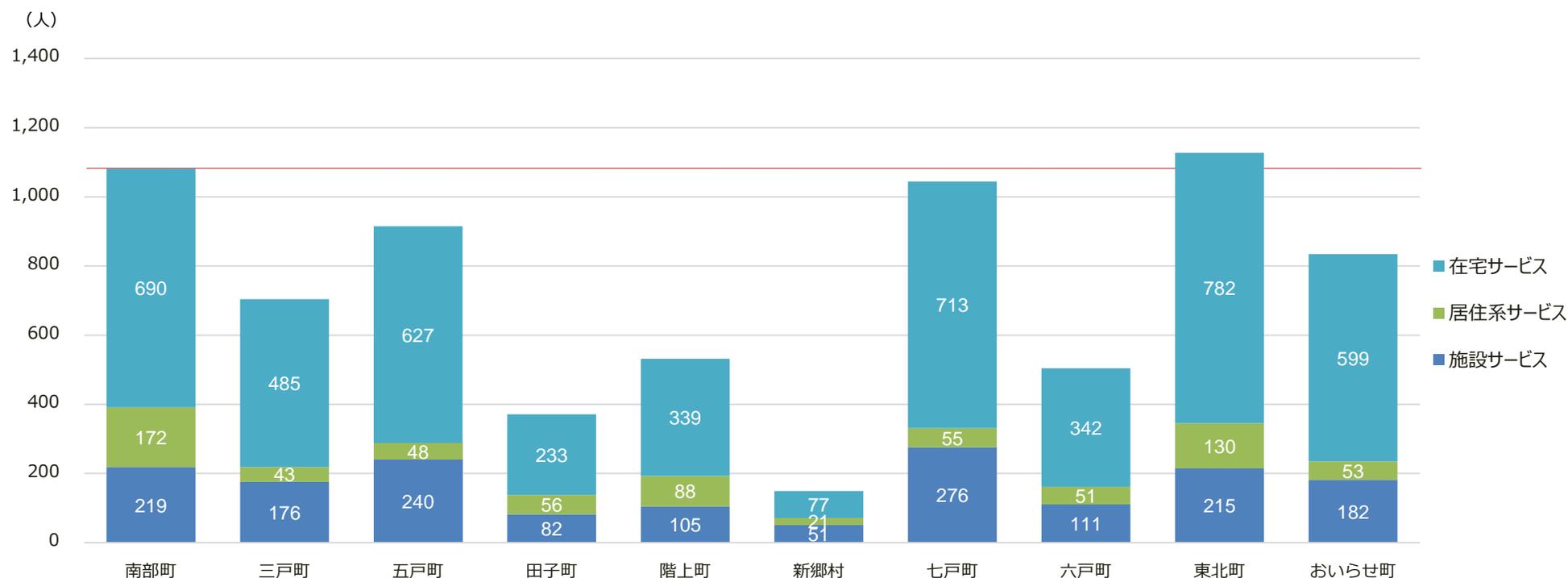
(時点) 平成30年 (2018年)

(出典) 厚生労働省「介護保険総合データベース」(平成31年4月10日時点データにて集計)

# 施設・居住系・在宅受給者数

「施設・居住系・在宅受給者数」は、施設サービス、居住系サービス、在宅サービスそれぞれの利用者の人数を意味します。在宅サービス受給者数は690人で、最も多い割合になっています。

施設・居住系・在宅受給者数



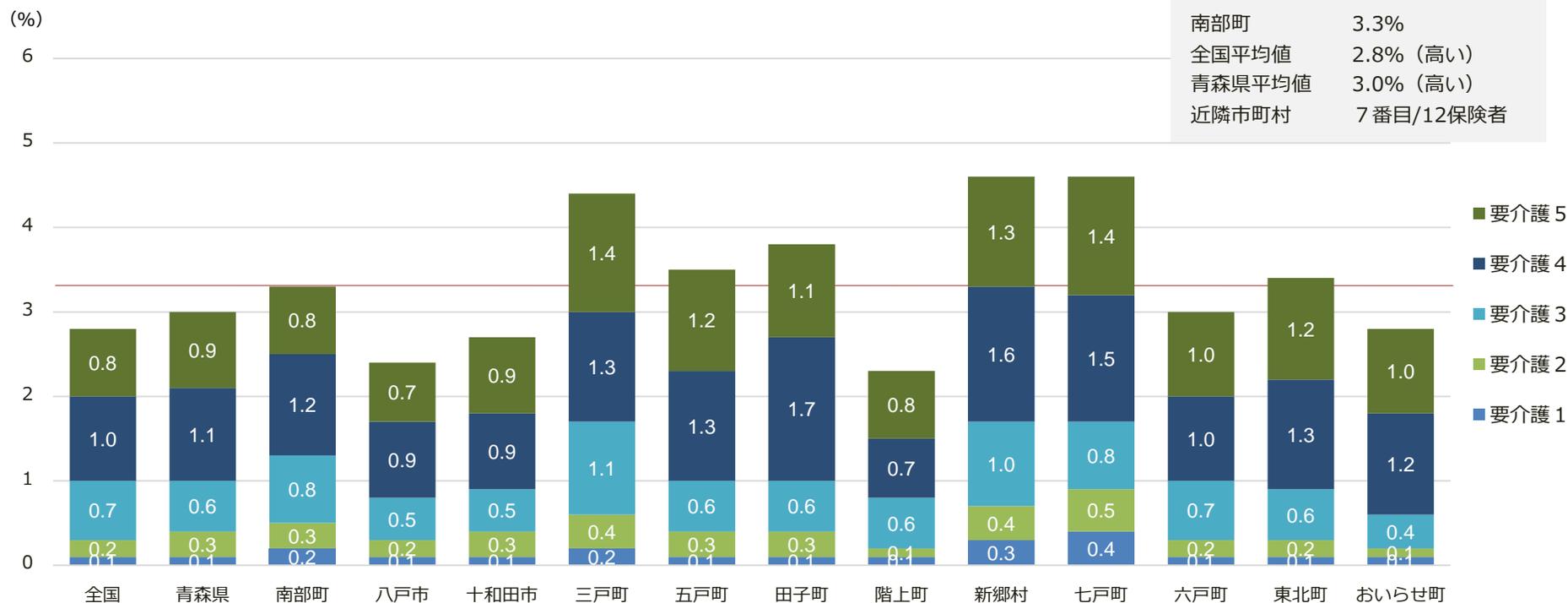
(時点) 令和3年5月(2020年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給率（施設サービス）

「受給率（施設サービス）」は、施設サービスの受給率数の最新月までの総和を、第1号被保険者で除した後、当該年度の月数で除した数を意味します。受給率は3.3%で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

受給率（施設サービス）



南部町	3.3%
全国平均値	2.8% (高い)
青森県平均値	3.0% (高い)
近隣市町村	7番目/12保険者

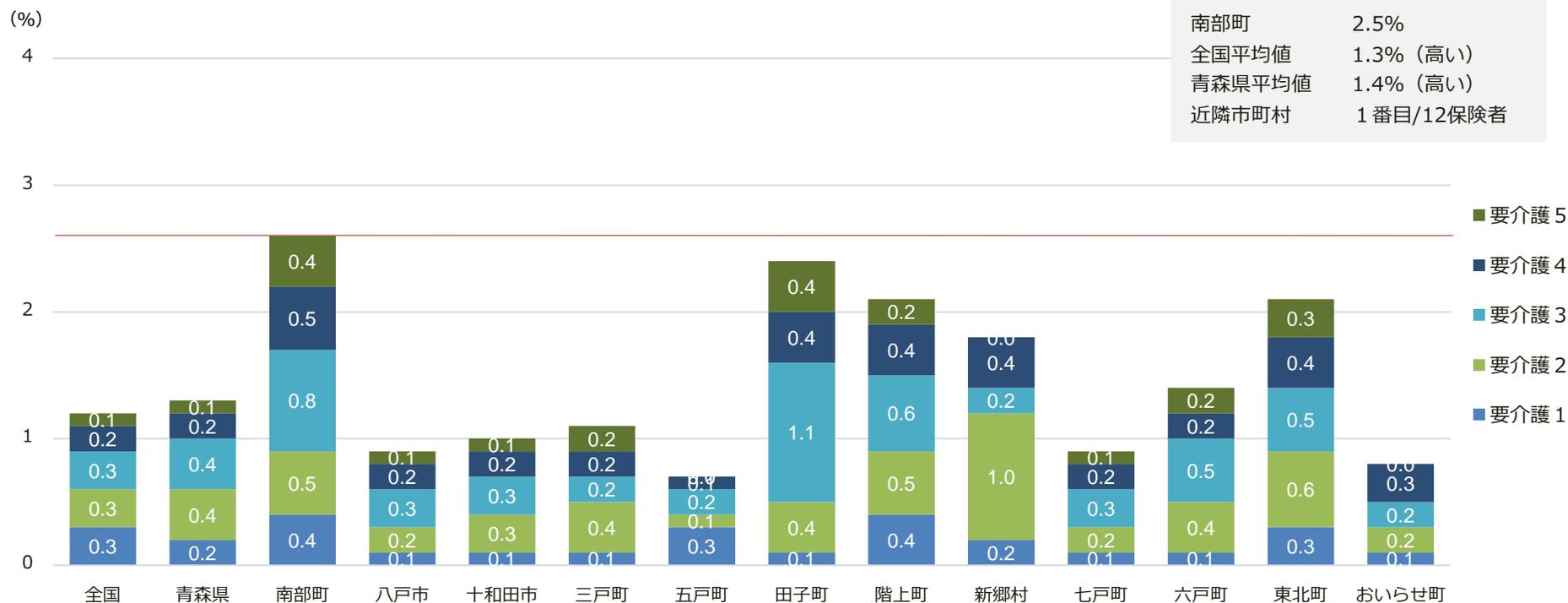
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給率（居住系サービス）

「受給率（居住系サービス）」は、居住系サービスの受給率数の最新月までの総和を、第1号被保険者で除した後、当該年度の月数で除した数を意味します。受給率は2.5%で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

受給率（居住系サービス）



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給率（在宅系サービス）

「受給率（在宅系サービス）」は、在宅系サービスの受給率数の最新月までの総和を、第1号被保険者で除した後、当該年度の月数で除した数を意味します。受給率は全国と同じ10.1%で、青森県より低くなっています。



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 第1号被保険者1人あたり給付月額

「第1号被保険者1人あたり給付月額」は、給付費の総額を第1号被保険者で除した数を意味します。給付月額は29,135円で、国及び青森県の平均より高くなっています。

第1号被保険者1人あたり給付月額

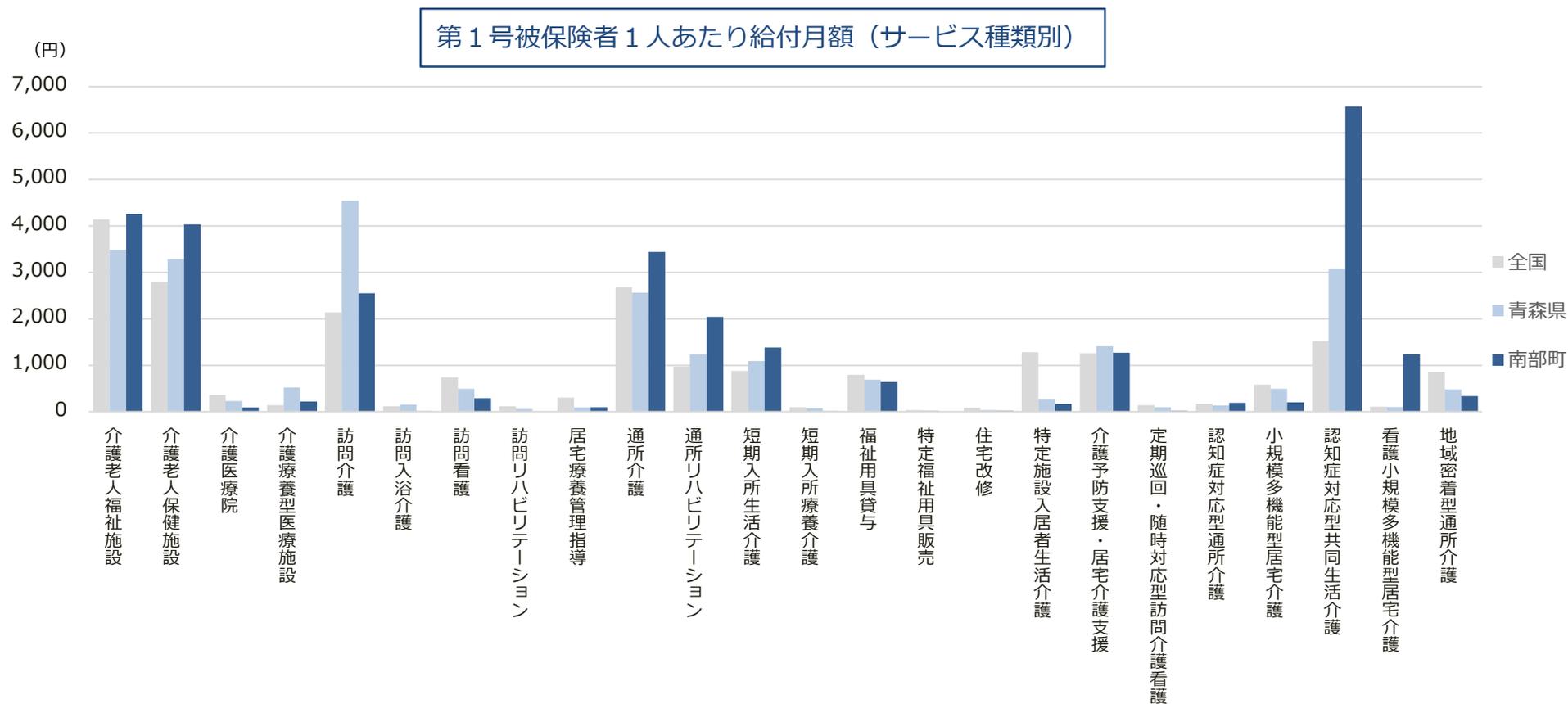


(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）

「第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス種類別）」は、各サービスの給付費総額を第1号被保険者数で除した数を意味します。認知症対応型共同生活介護の給付月額が他のサービスより高くなっています。



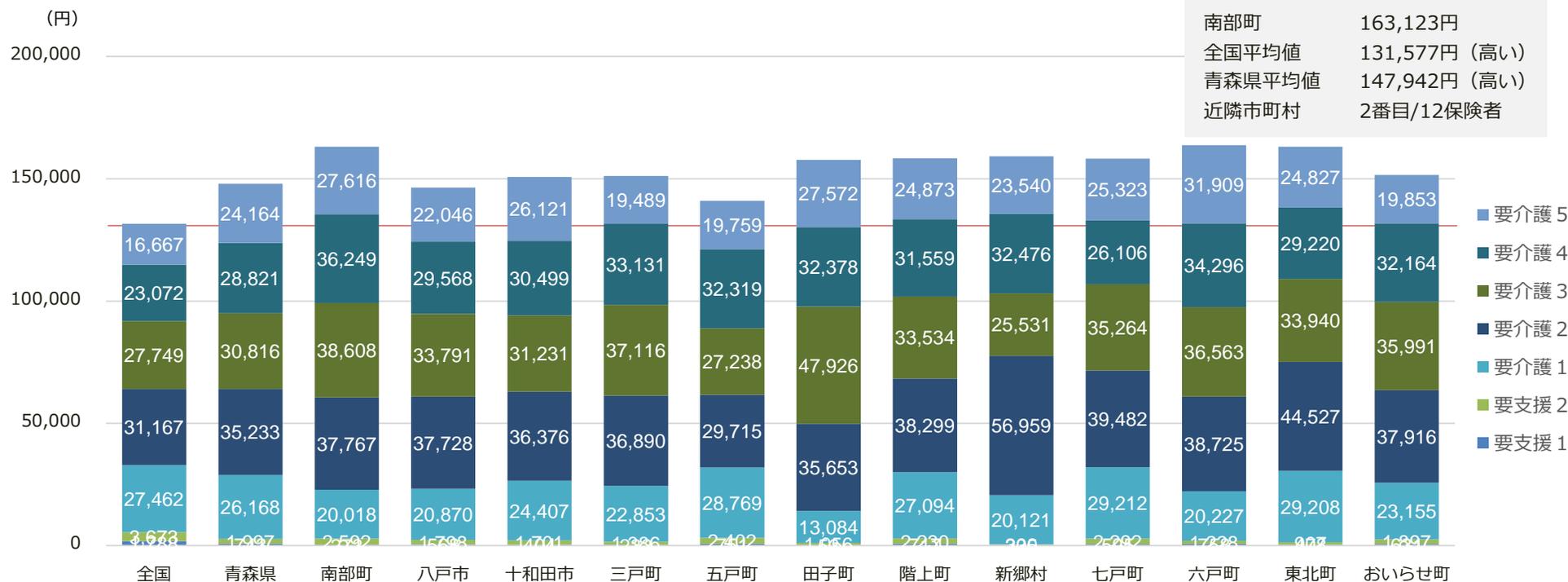
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）

「受給者 1 人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）」は、在宅及び居住系サービスの給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は163,123円で、国及び青森県の平均より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（在宅及び居住系サービス）



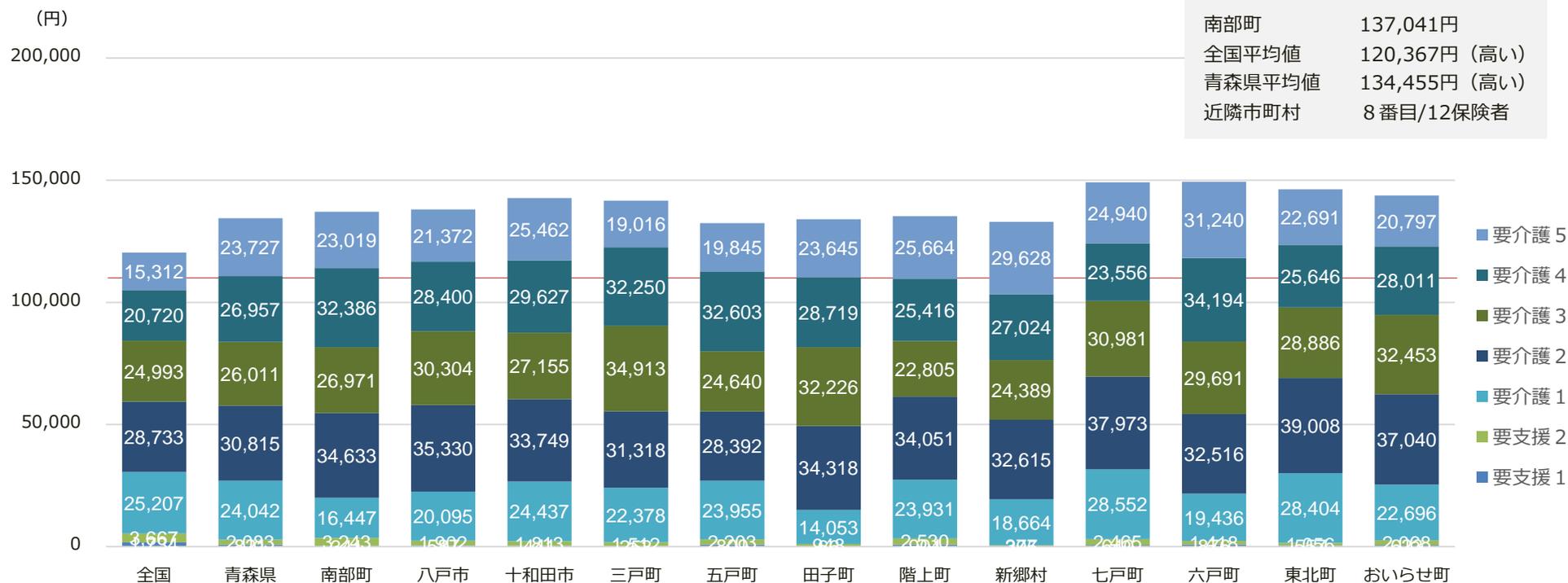
(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（在宅サービス）

「受給者 1 人あたり給付月額（在宅サービス）」は、在宅サービスの給付費総額を在宅サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は137,041円で、国及び青森県の平均より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（在宅サービス）



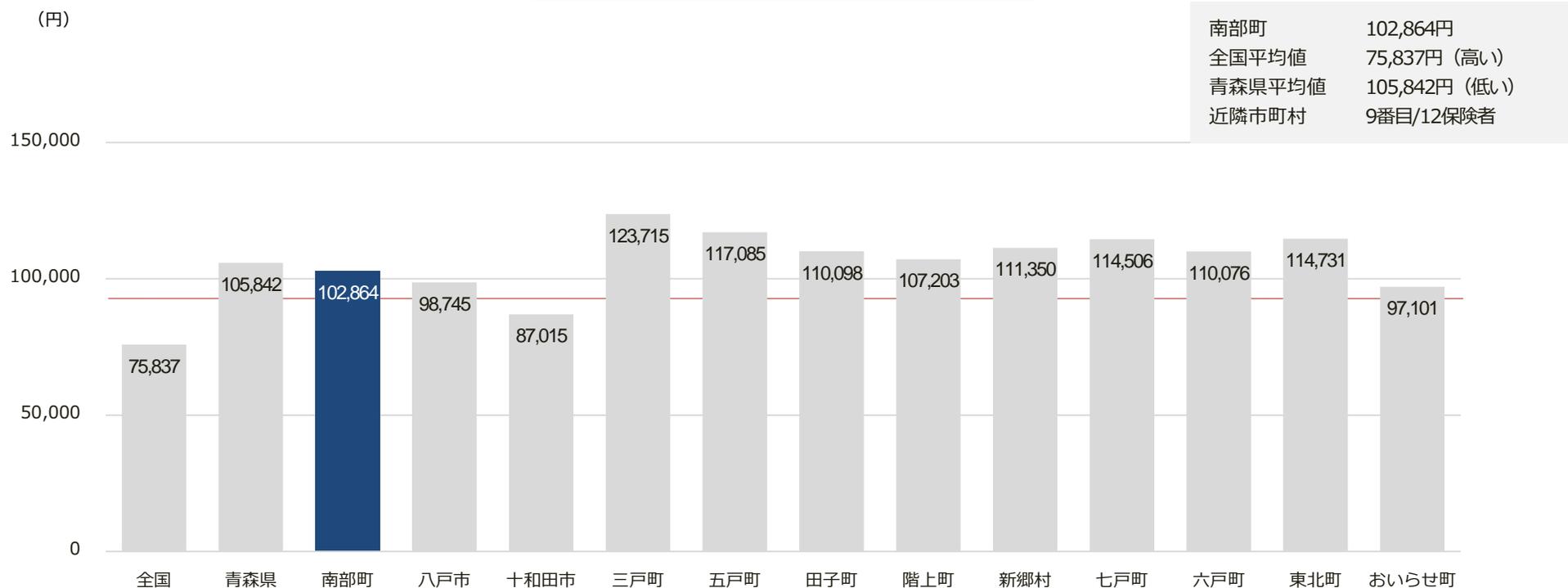
(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（訪問介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（訪問看護）」は、訪問看護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は102,864円で、平均値が全国より高く、青森県より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（訪問介護）



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（訪問入浴介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（訪問入浴介護）」は、訪問入浴介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は41,628円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（訪問入浴介護）



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（訪問看護）

「受給者 1 人あたり給付月額（訪問看護）」は、訪問看護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は32,409円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（訪問看護）



(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（訪問リハビリテーション）

「受給者 1 人あたり給付月額（訪問リハビリテーション）」は、訪問リハビリテーションの給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は23,493円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（訪問リハビリテーション）



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（居宅管理療養指導）

「受給者 1 人あたり給付月額（居宅療養管理指導）」は、居宅療養管理指導の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は5,393円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（居宅管理療養指導）



(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（通所介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（通所介護）」は、通所介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は80,708円で、平均は全国より低く、青森県より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（通所介護）



(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（通所リハビリテーション）

「受給者 1 人あたり給付月額（通所リハビリテーション）」は、通所リハビリテーションの給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は80,875円で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（通所リハビリテーション）



(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（短期入所生活介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（短期入所生活介護）」は、短期入所生活介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は136,782円で、平均は全国より高く、青森県より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（短期入所生活介護）



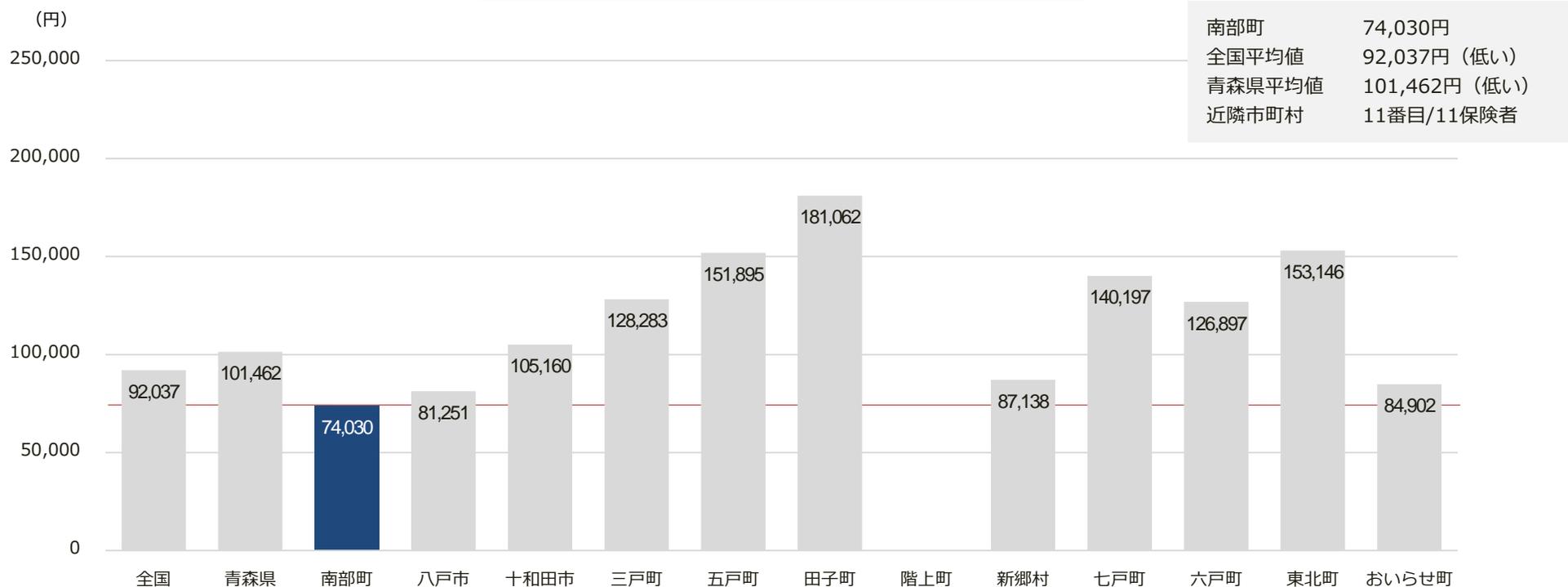
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（短期入所療養介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（短期入所療養介護）」は、短期入所療養介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は74,030円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（短期入所療養介護）

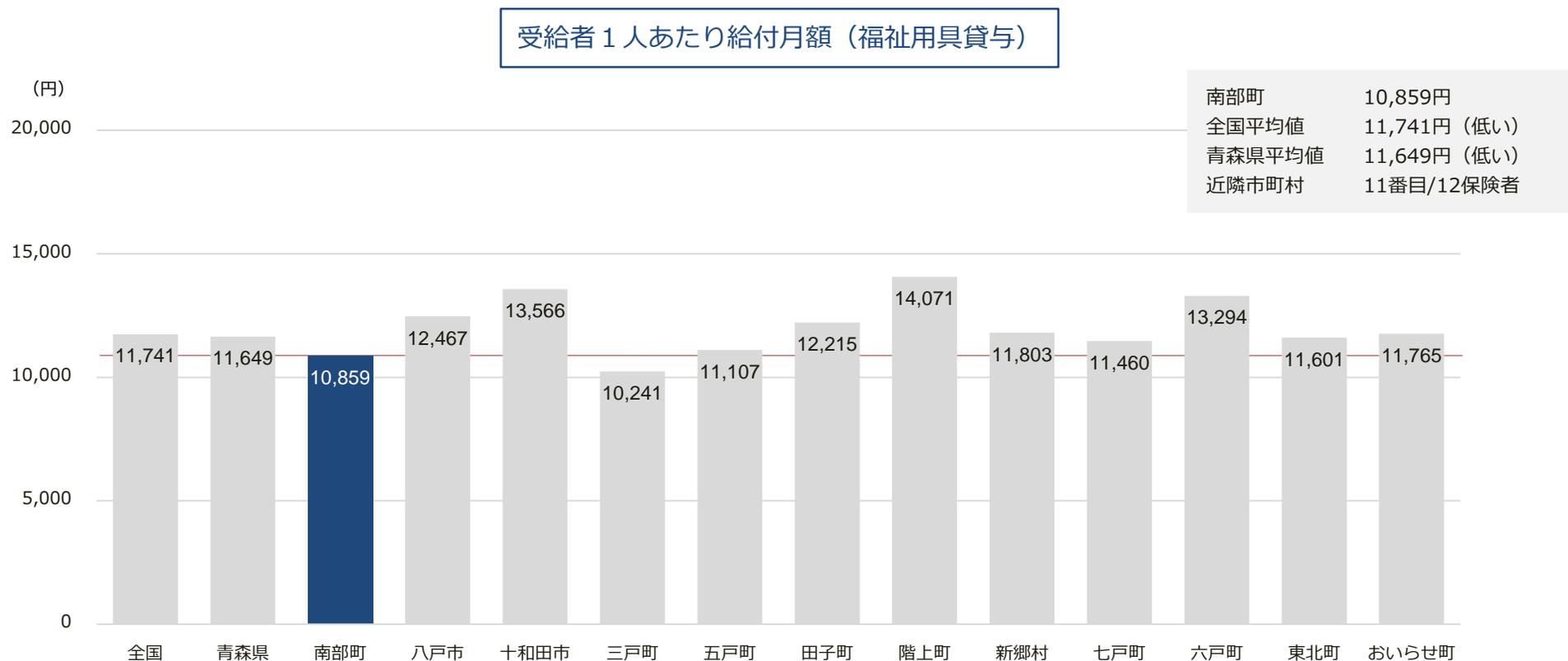


(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（福祉用具貸与）

「受給者 1 人あたり給付月額（福祉用具貸与）」は、福祉用具貸与の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は10,859円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（特定施設入居者生活介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（特定施設入居者生活介護）」は、特定施設入居者生活介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は231,117円で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（特定施設入居者生活介護）



(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（介護予防支援・居宅介護支援）

「受給者 1 人あたり給付月額（居宅介護支援）」は、居宅介護支援の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は13,224円で、平均は全国より高く、青森県より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（介護予防支援・居宅介護支援）



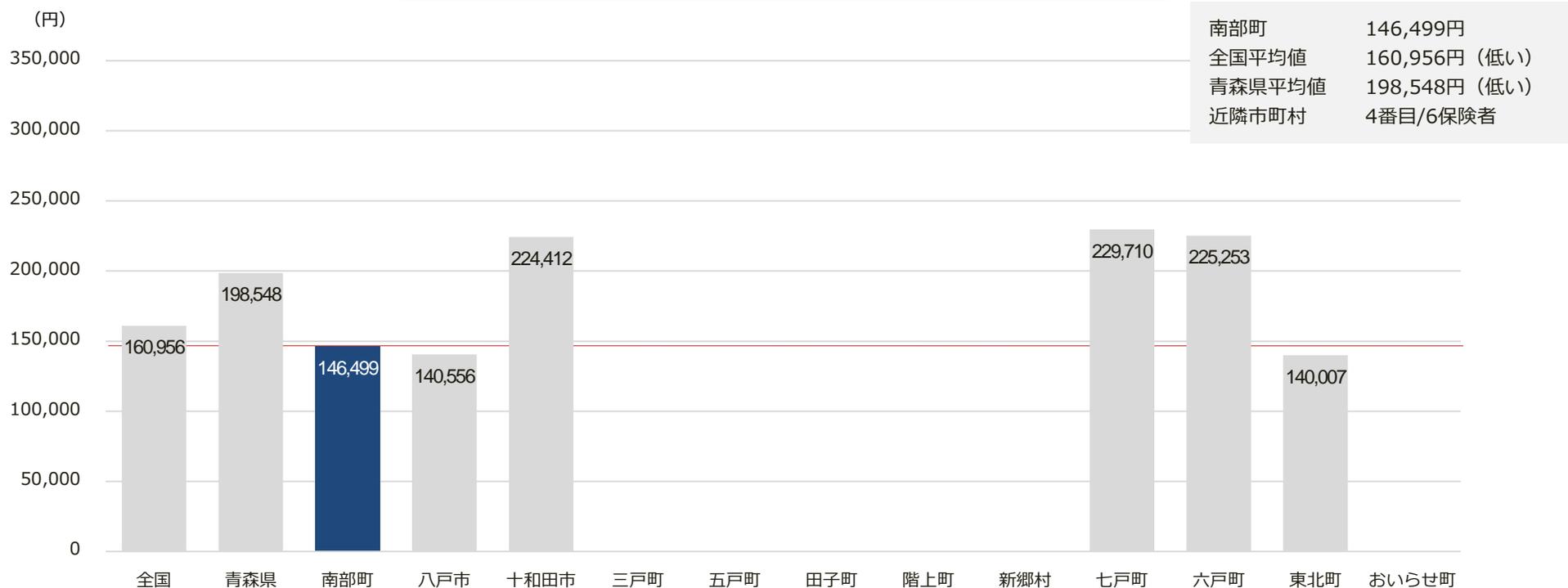
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

「受給者 1 人あたり給付月額（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）」は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は146,499円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）



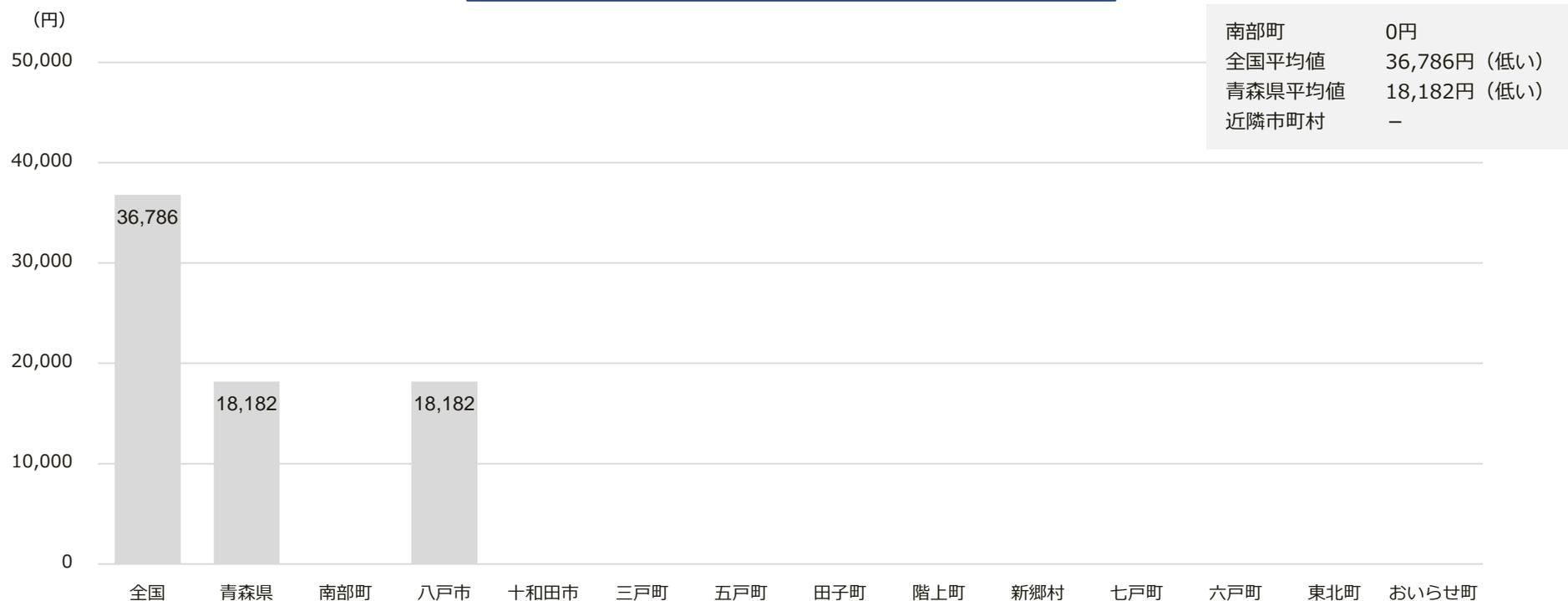
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（夜間対応型訪問介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（夜間対応型訪問介護）」は、夜間対応型訪問介護の給付費総額を同サービスを受給者数の総和で除した数を意味します。給付実績はありません。

受給者 1 人あたり給付月額（夜間対応型訪問介護）



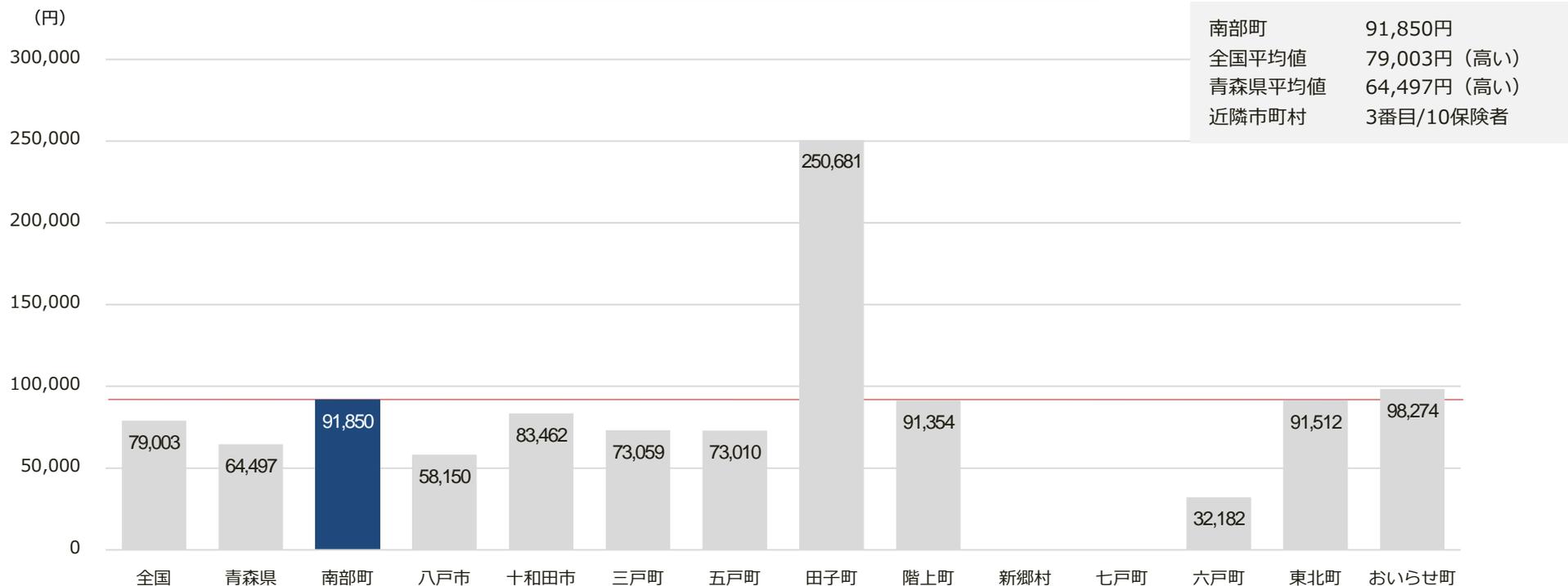
(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（地域密着型通所介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（地域密着型通所介護）」は、地域密着型通所介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は91,850円で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（地域密着型通所介護）



南部町	91,850円
全国平均値	79,003円 (高い)
青森県平均値	64,497円 (高い)
近隣市町村	3番目/10保険者

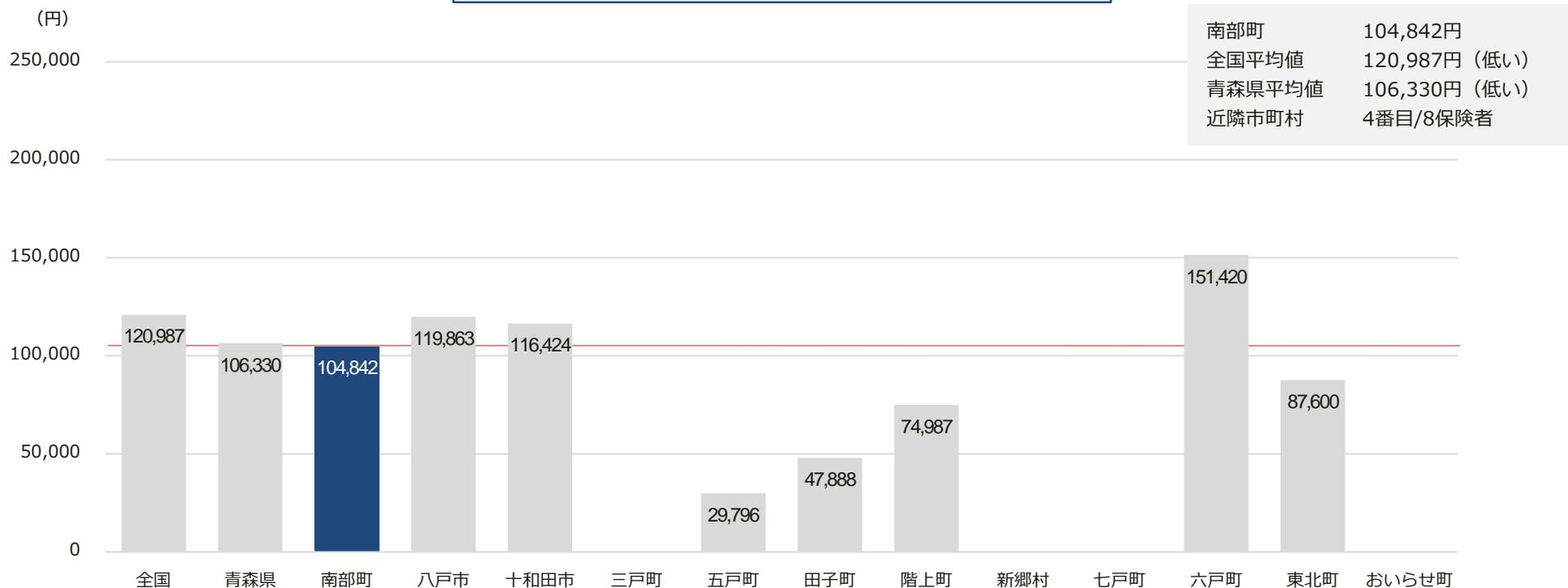
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（認知症対応型通所介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（認知症対応型通所介護）」は、認知症対応型通所介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は104,842円で、全国及び青森県の平均より低くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（認知症対応型通所介護）



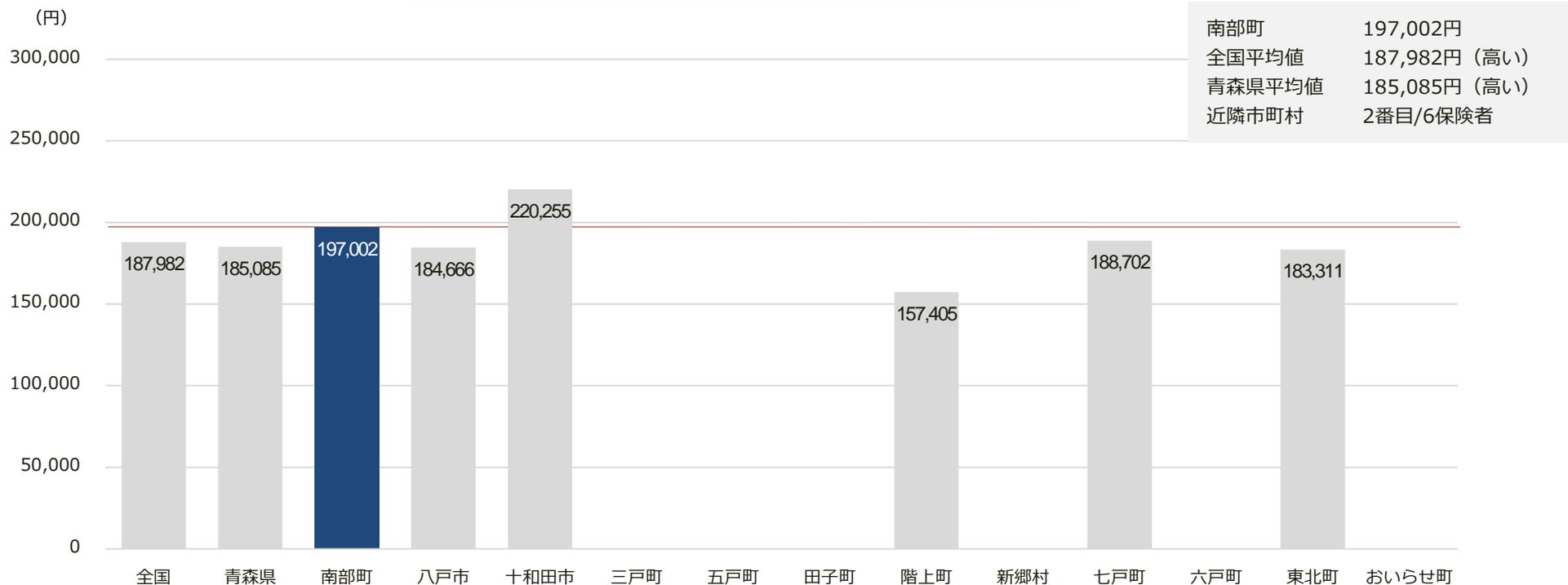
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（小規模多機能型居宅介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（小規模多機能型居宅介護）」は、小規模多機能型居宅介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は197,002円で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（小規模多機能型居宅介護）



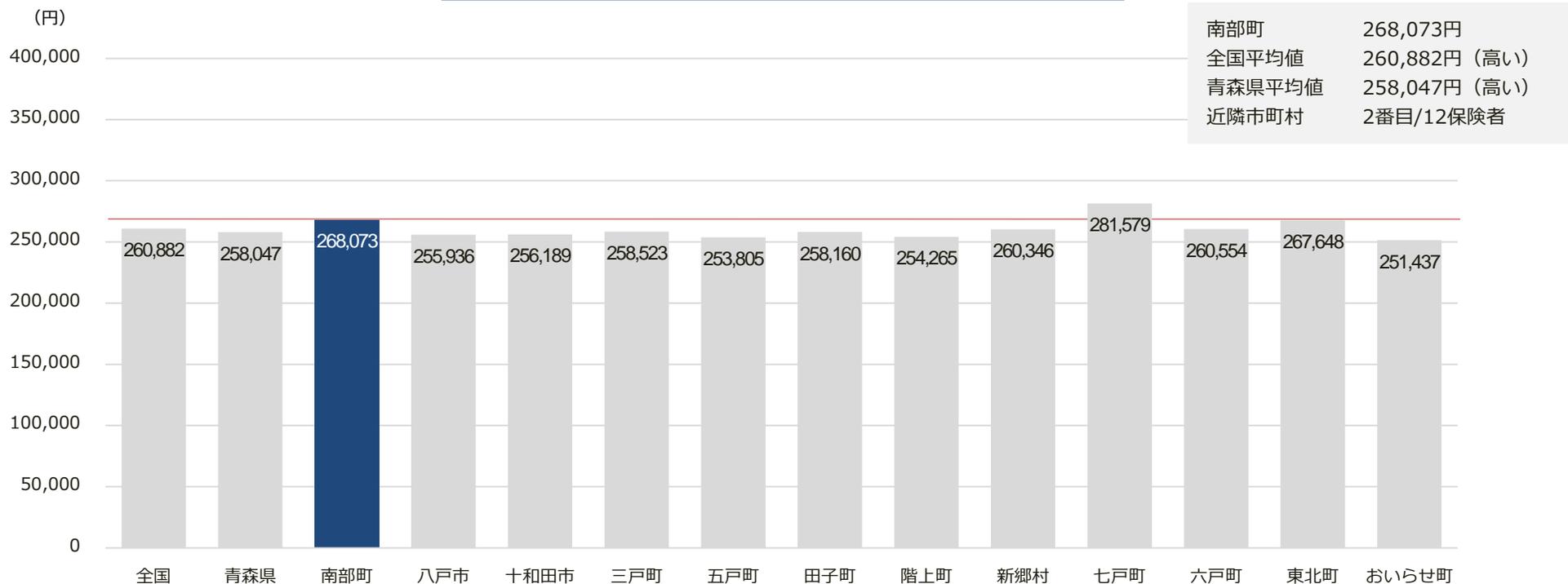
(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（認知症対応型共同生活介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（認知症対応型共同生活介護）」は、認知症対応型共同生活介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は268,073円で、全国及び青森県の平均より高くなっています。

受給者 1 人あたり給付月額（認知症対応型共同生活介護）

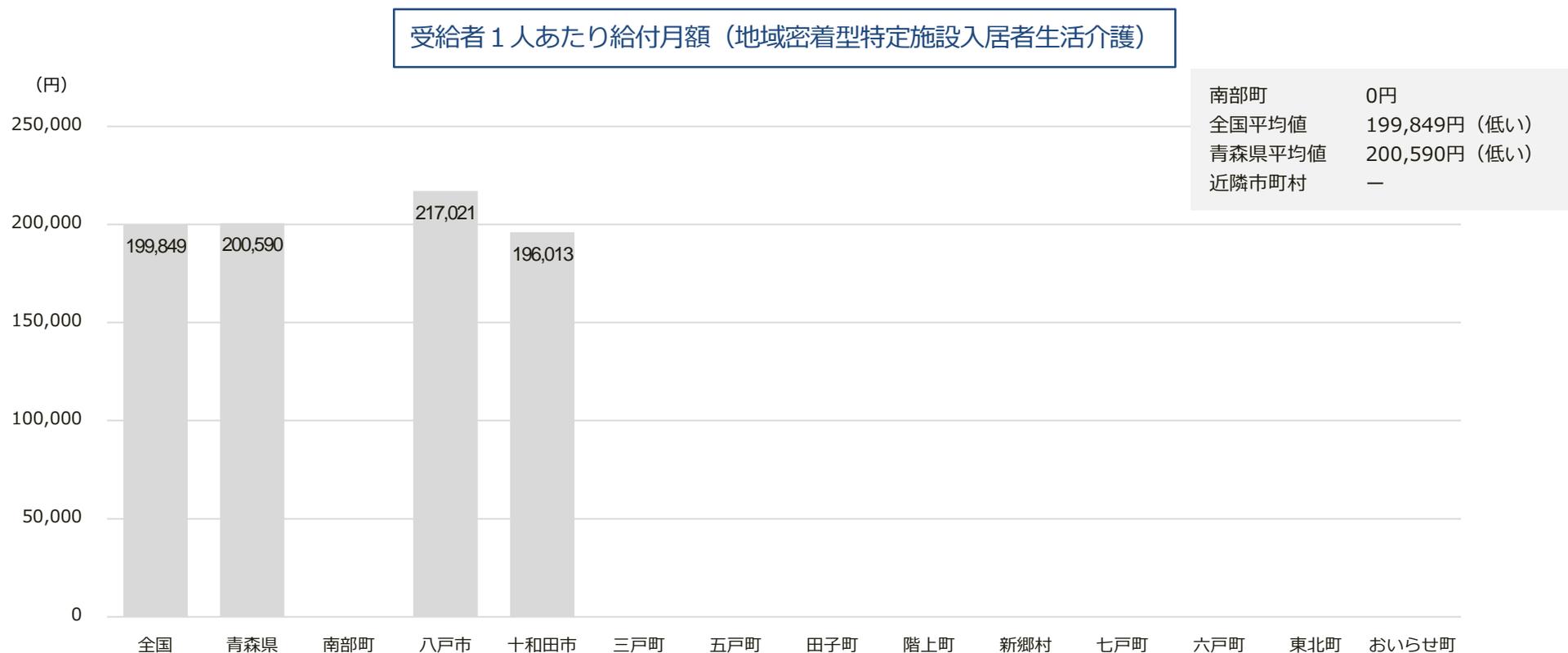


(時点) 令和 3 年 (2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（地域密着型特定施設入居者生活介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（地域密着型特定施設入居者生活介護）」は、地域密着型特定施設入居者生活介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付実績はありません。

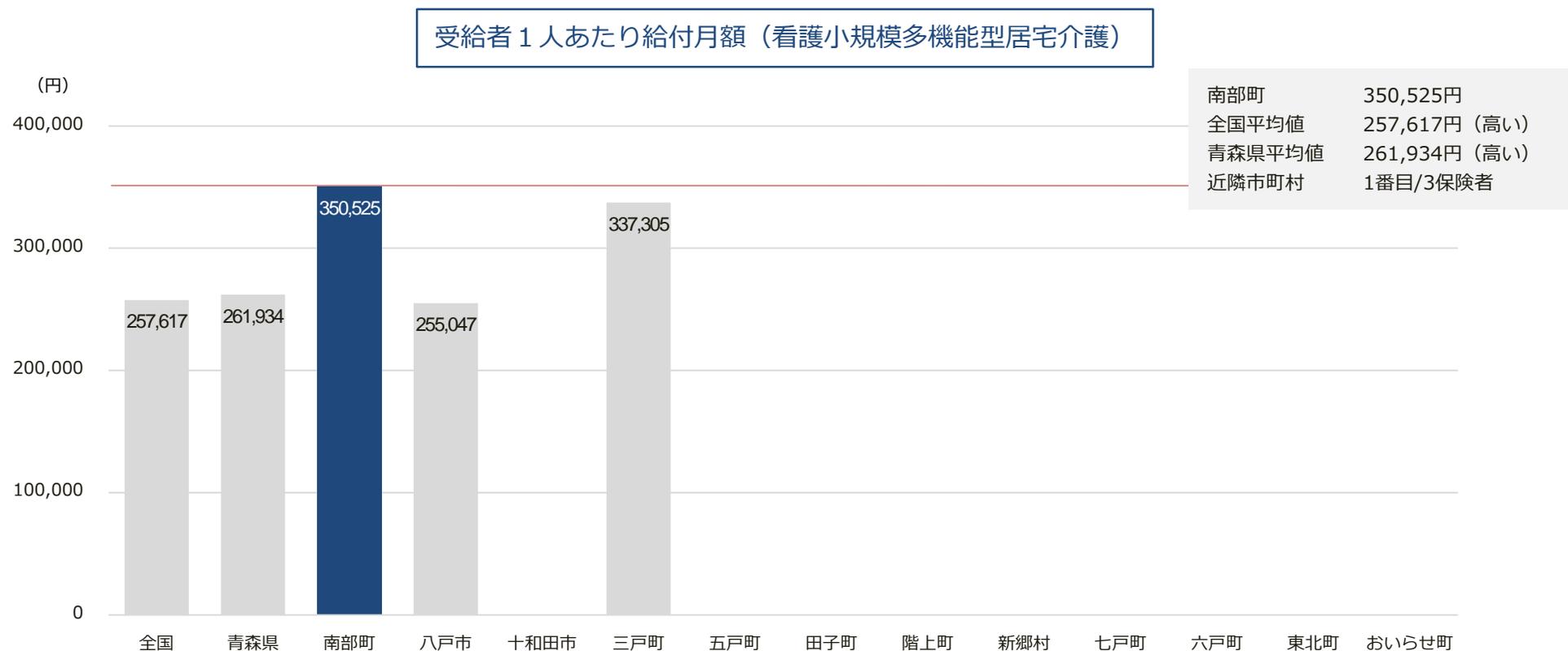


（時点）令和 3 年（2021年）

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 受給者 1 人あたり給付月額（看護小規模多機能型居宅介護）

「受給者 1 人あたり給付月額（看護小規模多機能型居宅介護）」は、看護小規模多機能型居宅介護の給付費総額を同サービスの受給者数の総和で除した数を意味します。給付月額は350,525円で、全国及び青森県の平均より高くなっています。



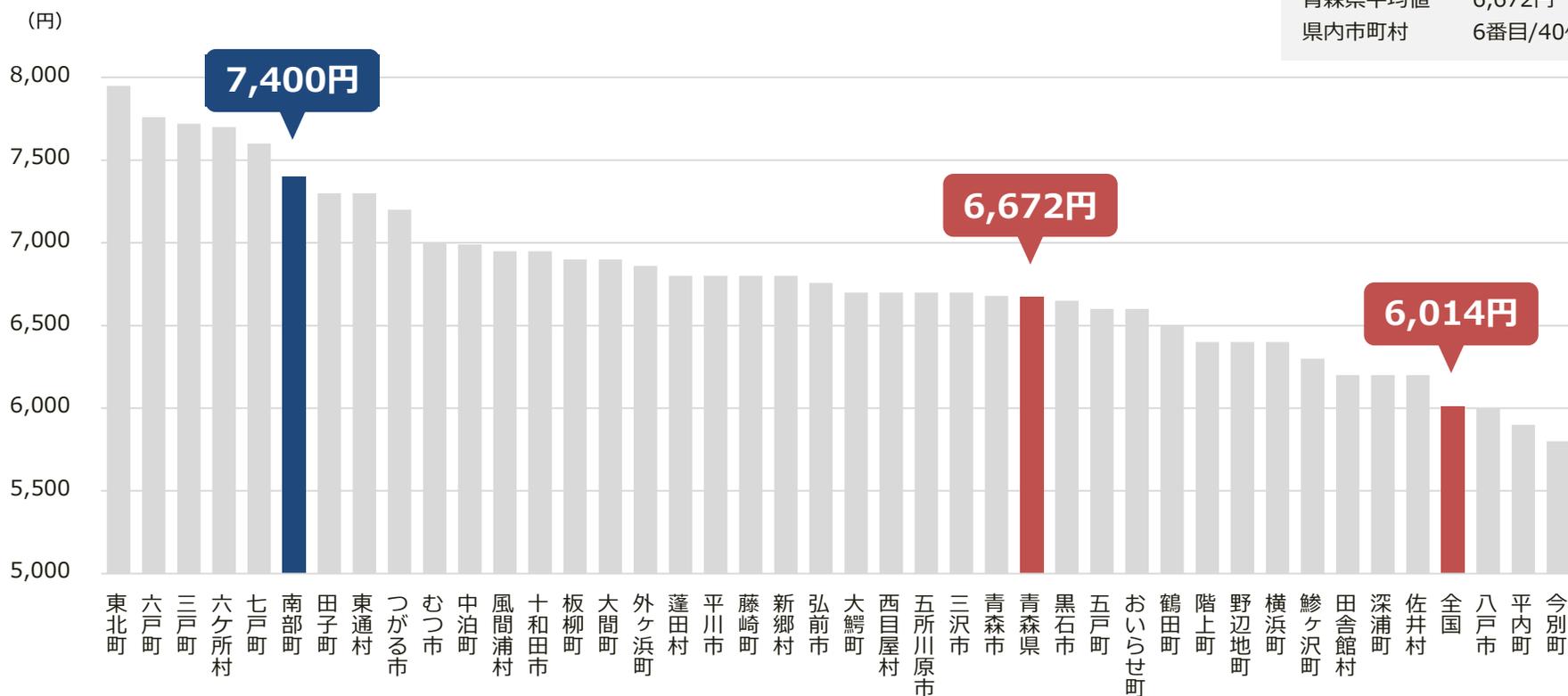
(時点) 令和3年(2021年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

# 第8期保険料基準額（月額）

「保険料基準額」は、介護保険サービスの提供に必要な総費用の約23%を、65歳以上の第1号被保険者の人数で割り返した介護保険料の標準的な金額です。この額は、市町村の介護サービスの量に応じて、3年ごとに定めることとなっています。

第8期保険料基準額（月額）

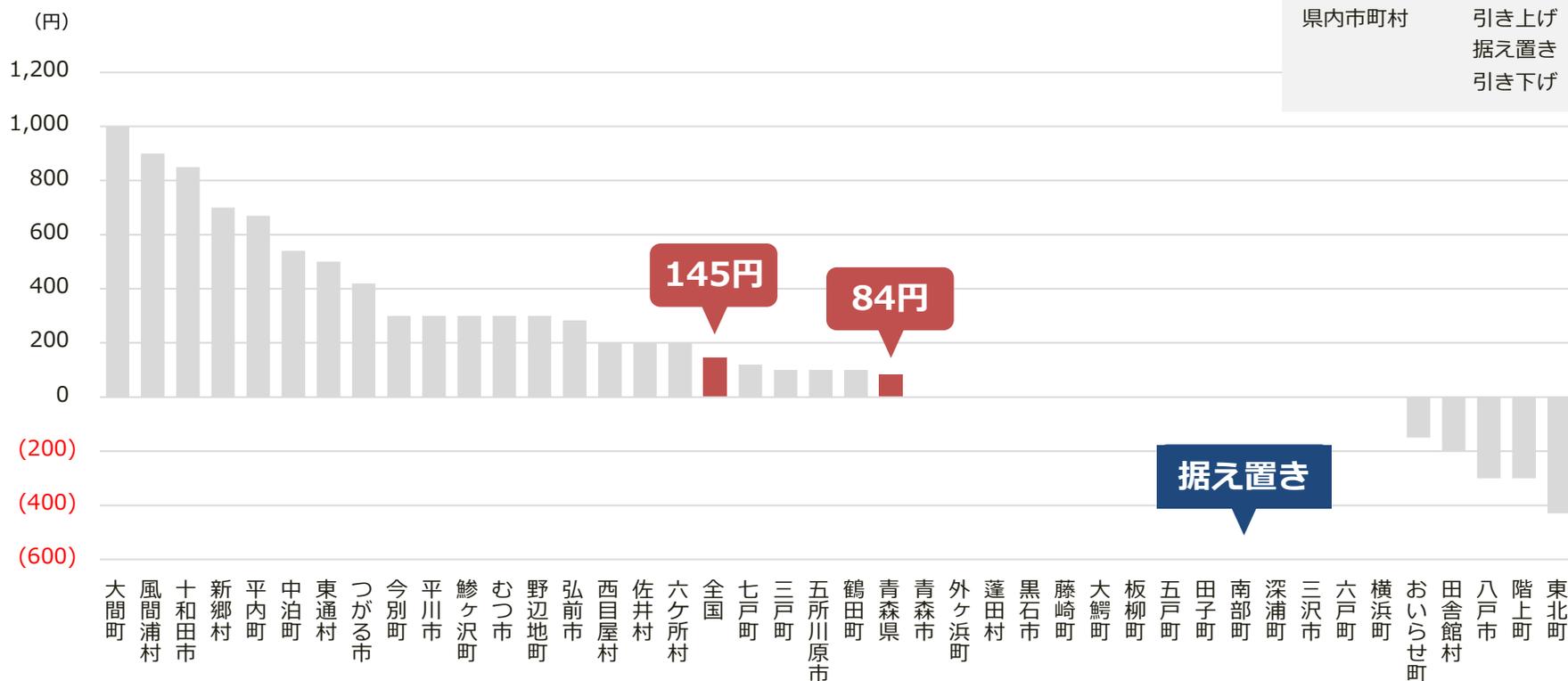


南部町	7,400円
全国平均値	6,014円（高い）
青森県平均値	6,672円（高い）
県内市町村	6番目/40保険者

# 第8期保険料基準額（前年比）

保険料基準額を引き上げたのは21市町村、据え置きは14市町村、引き下げは5市町村でした。  
 引き上げ幅が最も大きいのは大間町で1,000円、引き下げ幅が最も大きいのは東北町で430円でした。

第8期保険料基準額（前年比）



南部町	0円（据え置き）
全国平均値	+145円
青森県平均値	+84円
県内市町村	引き上げ 21/40保険者
	据え置き 14/40保険者
	引き下げ 5/40保険者

据え置き

# まとめ

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、全国及び青森県の平均や近隣市町村間の比較を実施し、南部町の特徴把握や要因分析を行いました。

## 分析結果（全国及び青森県の平均と比較）

- 1 軽度認定率（要支援 1～2）は低く、重度認定率（介護 3～5）は高い
- 2 第 1 号被保険者 1 人あたり給付月額が高い

## 要因（理由）

- 1 要介護度が重度化するまで認定を受けない
- 2 社会参加や助け合い活動の機会が少なく、身体機能・認知機能を低下した高齢者が多い

## 問題を解決するための対応策

- 高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援する
- 認知症の早期診断、早期対応に向けた支援の取り組みや、認知症に関する知識の普及・啓発、認知症高齢者やその家族を地域で見守り支える仕組みづくりを推進
- 社会貢献できる場の提供を推進

## 第 8 期事業計画の重点施策

### 重点施策Ⅰ 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

地域の通いの場の創出、介護予防の推進と普及啓発など

### 重点施策Ⅳ 認知症施策の推進

認知症予防の推進、認知症への適切な対応など

### 重点施策Ⅶ 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

社会参加の機会の提供、助け合い活動・生きがいづくりの支援